

食肉等流通合理化総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

食肉等の消費・流通構造の変化に伴い、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した流通システムの効率化等が求められている。

このため、生産と流通、加工が一体となった産地形成を図るため、産地食肉センター、食鳥処理施設及び家畜市場における機能向上のための整備を行うほか、豚副産物の分別等BSE関連規制に対応した施設整備、牛せき柱の適正管理の推進、食肉処理・加工の効率化のための技術開発等を総合的に実施することにより、流通コストの低減を図るとともに、安全・安心な食肉等の流通体制の確立に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉等の流通施設整備等(拡充)

① 食肉流通施設整備等

産地食肉センター、大規模物流施設等における衛生対策強化、急速冷凍等による高付加価値化、省エネ化及びCO₂排出削減等総合的な食肉流通施設の整備、食肉の輸出に対応した急速冷凍による高付加価値化等を行うために必要な施設整備等

② 鶏肉流通施設整備等

食鳥処理施設の整備、成鶏肉の衛生管理向上及び安定集出荷体制の整備等

③ 家畜流通施設整備等

家畜市場の機能高度化に必要な施設整備、家畜の取引・流通実態に即したトレサ制度の活用や家畜流通のあり方等の検討、集出荷計画の策定等

(2) BSE対応新食肉流通体制整備（拡充）

産地食肉センターにおける豚原料の分別、SRM（特定危険部位）の焼却等に係る施設の整備、レンダリング施設における豚・鶏原料の分別処理に係る施設の整備等

(3) 牛せき柱適正管理等推進（拡充）

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付

(4) 食肉処理効率化技術開発推進

効率的な部分肉処理等に係る技術開発

(5) 食肉取引円滑化推進（拡充）

食肉の肉質評価技術の普及、豚肉の格付規格見直しに向けた調査の実施等

(6) 畜産副産物需給安定推進（組替）

製造技術向上等のセミナー開催、未利用資源の発生状況の調査・分析、基盤強化のための検討会等の実施、残存獣毛除去等処理技術の実証・展示等

3 事業実施主体

農協、農協連、中央団体、中小企業等協同組合等

4 所要額（補助率）

31億円（定額、1／2以内、1／3以内）

（ 担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4943
担当者：頼田、中村 ）

国産食肉需要構造改善対策事業(拡充)

1 事業の目的

食料自給率の向上を図る上で、食肉については国産品のシェア拡大、牛肉の需要増進を図ることが課題となっている。しかし、栄養、機能面や安全性の誤解等から、牛肉の需要は低下し、逆に豚肉、鶏肉の消費水準が高まっている状況である。

このため、国産牛肉の地域ブランド化を推進し、生産・需要基盤の強化を図るとともに、特に需要及び価格が低迷している国産牛肉に重点をおき、消費者等の食肉に関する誤解の払拭と一層の理解醸成を図るほか、産地と小売・外食部門との連携強化と販売ルートの新規開拓・拡大等を通じ、輸入品に置き換え、国産食肉の需要割合の拡大を推進する。

2 事業の内容

(1) 国産牛肉の地域ブランド化等の推進

国産牛肉の地域ブランド化を推進するため、地域の販売戦略の策定、販売戦略に基づく販売促進活動の実施、飼養管理技術検討会の開催、飼養管理技術向上のための機器の整備等を行う。

(2) 国産食肉への理解醸成の推進

食肉の機能・栄養面や安全性に関する消費者等の誤解、不安を払拭しつつ、食肉に対する基本的な理解を深め、牛、豚、鶏肉の需要構造の改善を図るため、食肉に関する相談・情報提供体制の構築、有識者委員からなる食肉学術フォーラムの開催、食肉に関する機能成分等の調査研究・実証試験、シンポジウムや産地交流会、意見交換会などの開催、小売店頭での知識普及と併せた試食会の開催等を通じた理解醸成等を行う。

(3) 国産食肉の需要・販路拡大の推進

国産食肉のシェアの拡大を図るため、国産食肉の利用技術の向上及び普及、地域の産品と国産食肉等を使用した特色ある食肉加工品の開発、食肉の海外における需要・販路拡大、学校給食における国産食肉の利用拡大等を行う。

(4) 生産者団体による国産牛肉の販売強化の推進(新規)

生産者団体による国産牛肉の販売強化を図るため、食肉の需給情報の収集・共有のための協議会の開催、生産者団体による直接販売や外食事業者等との連携の強化を通じた国産牛肉の販売ルートの拡大、産地処理した部分肉の産地表示販売、産地食品製造業等のニーズに対応した新商品の開発等を行う。

3 事業実施主体

(社)全国肉用牛振興基金協会、(財)日本食肉消費総合センター、事業協同組合、農協連等

4 所要額(補助率)

18億円(定額、1/2以内)

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4943、4944
担当者：頼田、犬飼

家畜個体識別システム定着化事業

1 事業の目的

平成13年度から、個体識別情報を一元的に全国データベースで管理する「家畜個体識別システム」を構築し、個体識別情報の入力・整理等を図るとともに、インターネットによる消費者への個体識別情報の提供、新生子牛等へ装着する同一規格の耳標の作成・配付等を実施し、国産牛肉の信頼の回復に努めてきたところである。

平成16年12月から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が完全施行され、牛の生産段階から牛肉の流通・消費段階における個体識別番号の伝達・利用が行われている。将来にわたり、国産牛肉の安全性の確保と消費者からの信頼を確保していくためには、個体識別番号等の情報を確実に管理・伝達することが基本であり、本システムの確実かつ的確な運用に向けた取組を推進することが必要である。

このため、本事業により、家畜個体識別システムの確実かつ円滑な運用を確保し、法に基づく牛肉トレーサビリティ制度の的確な実施に資するものとする。

2 事業内容

- (1) 子牛等へ装着する耳標の作成・配付、配付方法等の検討、個体識別情報の入力・管理等を行う。
- (2) 生産者等が出生・異動等の届出を円滑に実施することを支援するシステムの構築・改善並びに個体情報の集計・分析、提供・管理するシステムを改善・構築する。
- (3) 家畜個体識別システムの今後の運営に関する検討会等の開催、現地での有効活用等に関する優良事例の調査及び情報収集等を行う。

3 事業実施主体

(社) 家畜改良事業団

4 所要額（補助率）

5億円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4924
担当者：菅谷、池田

家畜流通安定緊急対策事業

1 事業の目的

近年、肉用牛生産基盤の弱体化等により、肉専用種の子牛価格が高値で推移するなど、肥育農家の肥育素牛確保に悪影響を及ぼしている。

このため、これまで肥育向けに利用されてきた雌子牛について、繁殖技術を有する農家において子牛生産向けへの活用を支援し、わが国の肉用牛生産基盤の強化や肥育素牛の安定確保を図るとともに、家畜市場における肉用子牛の流通を活性化させることにより肉用子牛価格の安定化を図り、国産肉牛の安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜流通安定対策

家畜商が組織する家畜商組合等（以下「組合等」という。）が肉用子牛の集出荷計画を策定し、この計画に基づき、家畜市場等を通じて以下の事業を行う場合、奨励金を交付する。

① 肉用子牛繁殖基盤強化対策

組合等が、肉用子牛を計画的に導入し、そのうち繁殖用に仕向けることが可能な雌子牛を繁殖に取り組む意欲のある農家に預託した場合

② 肉用子牛流通安定化対策

組合等が、家畜市場等を通じて肉用子牛を計画的に導入し、肥育用として農家に預託した場合

(2) 家畜流通安定推進

推進会議の開催、技術指導等を行う。

3 事業実施主体

(社) 日本家畜商協会

4 所要額（補助率）

5億円（定額）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課

代表03-3502-8111 内線4941

担当者：富澤、越川

食肉流通改善総合対策事業

1 事業の目的

近年、牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザの発生など食肉流通をめぐる情勢が極めて厳しい中で、消費者に安全・安心な食肉を安定的に供給していくことが大きな課題となっている。

このため、食肉流通の各段階において、食肉関係事業者の事業の適正化、業務の効率化、経営の安定・高度化等のための措置を講ずることにより、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉卸売市場経営の改善

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、市場経営の改善に向けて必要な調査・検討、衛生管理の高度化等のためのモデル的取組への支援及び資金を供給する融資機関に対する利子補給を行うとともに、生産情報の円滑な収集・伝達システムの開発、普及等を行う。

(2) 食肉卸売経営の体質強化

食肉卸売経営の体質強化による国産食肉の安定供給を図るため、食肉流通関連制度の遵守に関する協議会の開催、経営改善を図るための資金を供給する融資機関に対する利子補給、産地情報の伝達機能の強化、高度な加工処理や新たなスペックの技術開発等を行う。

(3) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度の遵守に関する協議会の開催、経営改善を図るための資金を供給する融資機関に対する利子補給、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

3 事業実施主体

2の(1)：(社)日本食肉市場卸売協会

2の(2)：食肉卸売事業協同組合

2の(3)：全国食肉事業協同組合連合会

4 所要額（補助率）

15億円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線 4943、4944
担当者：頼田、犬飼